

## 一般社団法人日本高次脳機能学会 会員に関する規則

### (総則)

第1条 会員については、一般社団法人日本高次脳機能学会（以下「この法人」という。）の定款及びその他で規定しているもののほか、この規則の定めるところによる。

### (永年会員)

#### 第2条

- 1 次の条件を満たす者は、永年会員となることを申請することができる。ただし代議員はこの限りでない。
  - (1) 正会員としての会員歴が20年以上であること
  - (2) 満年齢65歳以上であること
  - (3) 過去に会費未納等により会員資格喪失となっていないこと
  - (4) 過去にこの法人の処分を受けていないこと
- 2 永年会員の年会費は3,000円とする。
- 3 永年会員には機関誌の配布はしない。

### (学生会員)

#### 第3条

- 1 大学院生あるいは研修医である者は、学生会員となることができる。
- 2 学生会員になることを希望する者は予定期間を申告のうえ所定の手続きを行わなければならない。
- 3 学生会員の年会費は2,000円とする。
- 4 学生会員には機関誌の配布はしない。

### (休会と復帰)

#### 第4条

- 1 海外留学、出産、育児、介護、療育、療養またはその他の理由により、会員としての活動が困難である者は、休会を申請することができる。
- 2 休会期間は、この法人の会計年度の9月1日から翌年8月31日を1年とし2年までとする。
- 3 休会期間の会費は免除とする。ただし、その期間は会員としての資格及び権利は停止するものとする。
- 4 復帰する場合は、復帰願いを提出するものとする。

第5条 この規則に定めがなく実施上必要な事項は、理事長の定めるところによる。

### (規則の変更)

第6条 この規則の変更は、理事会の決議をもって行う。

附則 この規則は、2022年9月1日より施行する。